

呉市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年4月30日

呉市長 新原芳明

呉市条例第22号

呉市国民健康保険条例の一部を改正する条例

呉市国民健康保険条例（昭和34年呉市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p data-bbox="183 651 794 779">附 則 （平成22年度以降の保険料の減免の特例）</p> <p data-bbox="154 792 794 1122">第4条 平成22年度以降において第20条第1項第2号に該当する者に対し同項の規定により保険料を減免する場合の同号の規定の適用については、当分の間、同号中「該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは、「該当する者」とする。</p>	<p data-bbox="831 651 1442 779">附 則 （平成22年度以降の保険料の減免の特例）</p> <p data-bbox="799 792 1442 1122">第4条 平成22年度以降において第20条第1項第2号に該当する者に対し同項の規定により保険料を減免する場合の同号の規定の適用については、当分の間、同号中「該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは、「該当する者」とする。</p> <p data-bbox="831 1135 1442 1218"><u>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</u></p> <p data-bbox="799 1232 1442 2036">第5条 <u>給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができない場合（新型コロナウイルス感染症（<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日（以下「支給対象期間開始日」という。）から当該期間の最終日（当該最終日が支給対象期間開始日から起算して1年6か月</u></u></p>

を経過した日以後となるときは、当該日)までの期間(以下「傷病手当金の支給期間」という。)のうち、労務に服することを予定していた日(以下「就労予定日」という。)について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、就労予定日1日につき、支給対象期間開始日の属する月以前の直近の継続した3か月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除して得た金額(その金額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、当該金額が健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間内に、給与等の全部又は一部の支払を受けることができる期間がある者に対しては、当該期間内の就労予定日については、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる各就労予定日当たりの給与等の額が、前項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

4 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであつた給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額を、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、前項ただし書の規定により傷病手当金の一部を

受けたときは、その額を支給額から控除する。

5 前項の規定により支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

6 傷病手当金の支給期間内に、労働基準法（昭和22年法律第49号）の規定による休業補償、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による休業補償若しくはこれらに相当する補償（以下「休業補償等」という。）を受けることができる期間がある者に対しては、当該期間内の就労予定日については、傷病手当金を支給しない。ただし、当該休業補償等の額の総額が、当該期間内の就労予定日の日数に第2項の規定により算定される額を乗じて得た額より少ないときは、その差額を支給する。

7 前各項の規定にかかわらず、傷病手当金の支給は、第1項に規定する場合において、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者医療確保法の規定によつて、これに相当する給付を受けることができるときは、行わない。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第5条の規定は、同条第1項に規定する支給対象期間開始日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。